# 人事院規則一〇―一三（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止） （平成二十三年人事院規則一〇―一三）

#### 第一条（趣旨）

除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員その他の職員の放射線障害の防止について必要な事項は、規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

#### 第二条（基本原則）

各省各庁の長は、除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員その他の職員が放射線（規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）第三条第一項の放射線をいう。）を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

#### 第二条の二（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

除染特別地域等

###### 二

除染等関連業務

###### 三

特定線量下業務

#### 第三条（職員の被ばく限度及び線量の測定等）

各省各庁の長は、除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員の受ける線量が、人事院の定める限度を超えないようにしなければならない。

##### ２

各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員のそれぞれの業務により受ける線量の測定等を行わなければならない。

##### ３

各省各庁の長は、前項の規定による線量の測定の結果等について、規則一〇―五第二十四条（第一項第五号を除く。）の規定の例により、記録を作成し、及び当該職員に知らせなければならない。

##### ４

各省各庁の長は、特定線量下業務に職員を従事させるときは、被ばく歴の有無（被ばく歴を有する職員にあっては、業務の場所、内容及び期間その他放射線による被ばくに関する事項）の調査を行い、これを記録しなければならない。

#### 第四条（放射線障害を防止するための措置）

各省各庁の長は、職員を除染等関連業務又は特定線量下業務に従事させるときは、人事院の定める放射線障害を防止するための措置を講じなければならない。

#### 第五条（教育の実施）

各省各庁の長は、職員を除染等関連業務又は特定線量下業務に従事させるときは、あらかじめ人事院の定めるところにより放射線障害の防止のための教育を行わなければならない。

#### 第六条（健康診断）

除染等関連業務（人事院の定めるものを除く。次条第一項第六号において同じ。）に従事する職員に係る規則一〇―四別表第三第二号に掲げる業務に係る規則一〇―四第十九条第一項の健康診断及び規則一〇―四第二十条第二項第二号の特別定期健康診断の検査の項目及び実施時期については、規則一〇―五第二十六条の規定の例による。

#### 第七条（除染等関連業務等管理規程）

各省各庁の長は、除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員その他の職員の放射線障害を防止するため、次に掲げる事項について、除染等関連業務又は特定線量下業務を行う官署ごとに除染等関連業務等管理規程を作成し、職員に周知させなければならない。

###### 一

除染等関連業務又は特定線量下業務に係る放射線障害の防止に関する事務を処理する官職の名称及び当該官職の当該放射線障害の防止に係る職務内容

###### 二

除染等関連業務又は特定線量下業務に係る測定用の器具等の使用、取扱い及び保守に関すること。

###### 三

除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員の範囲に関すること。

###### 四

除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員その他の職員の放射線障害を防止するための措置に関すること。

###### 五

除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員その他の職員に対する教育及び訓練に関すること。

###### 六

除染等関連業務に従事する職員の健康診断に関すること。

###### 七

放射線障害を受けた職員又は受けたおそれのある職員に対する保健上必要な措置に関すること。

###### 八

除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員の受ける線量の測定並びにその記録及びその保管に関すること。

###### 九

緊急時の措置に関すること。

###### 十

その他放射線障害の防止に関し必要な事項

##### ２

各省各庁の長は、除染等関連業務等管理規程を作成し、又は変更したときは、速やかに人事院に報告しなければならない。

#### 第八条（調整）

除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員のうち、業務（除染等関連業務及び特定線量下業務を除く。）上規則一〇―五第三条第三項の管理区域に立ち入る職員又は立ち入る職員であったものがこれらの職員として当該業務への従事の際に受ける又は受けた線量については、除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する際に受ける線量とみなす。

##### ２

除染等関連業務に従事する職員のうち、特定線量下業務に従事する職員又は特定線量下業務に従事する職員であったものがこれらの職員として当該特定線量下業務への従事の際に受ける又は受けた線量については、除染等関連業務に従事する際に受ける線量とみなす。

##### ３

特定線量下業務に従事する職員のうち、除染等関連業務に従事する職員又は除染等関連業務に従事する職員であったものがこれらの職員として当該除染等関連業務への従事の際に受ける又は受けた線量については、特定線量下業務に従事する際に受ける線量とみなす。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年六月二九日人事院規則一〇―一三―一）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。